
1. しんきんテレホンバンキングサービス

(1) しんきんテレホンバンキングサービスとは

しんきんテレホンバンキングサービス(以下「本サービス」という)とは、預金者 (以下「お客様」という)の電話による依頼に基づき、振込・振替等(以下「取引」 という)を行うサービスをいいます。なお、本サービスの種類については当金庫が別 途定めるものとし、お客様に通知することなく変更することがあります。

(2) 本サービスの利用

本サービスの利用については、照会等の資金移動を伴わない業務はキャッシュカード発行済みの口座を保有している方としますが、振込・振替等の資金移動を伴う業務は、別途資金移動の申込みをされた方(以下「資金移動申込者」という)とします。 なお、資金移動の申込みをいただきますと、同一顧客の所有するすべてのキャッシュカード発行口座から資金移動が可能となります。

(3) 利用できる電話機

本サービスを利用する際に使用できる電話機の種類はプッシュホンもしくはトーン切り替えの出来る電話機とします。なお、携帯電話・PHS でのご利用はできません。

(4) 取扱日、取扱時間

本サービスの取扱日、取扱時間は当金庫が別途定めるものとし、お客様に通知する ことなく変更することがあります。

(5) 規定の遵守

お客様は本規定の内容を十分理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

2. 本人確認

(1) 暗証番号

電話による資金移動申込者の本人確認は次の(2)項から(3)項の方法によるほか当金庫所定の方法により行うものとします。

(2) 資金移動用暗証番号の届け出

資金移動申込者は当金庫に対して本人確認のため、届出書にて資金移動用暗証番 号(以下「テレホンバンキング会員番号」という)を届け出るものとします。

(3) 本人確認手続き

以下の方法により本人の確認を行うこととします。

①資金移動申込者が電話により取引の依頼を行う場合、当金庫の指定するテレホンバンキングセンターへ架電し、支店番号、科目、口座番号、キャッシュカードの暗証番

号およびテレホンバンキング会員番号に基づく 2 桁の可変暗証番号を電話機より入力して下さい。

②前項の入力を受信し、その内容が当金庫の登録内容と各々一致した場合には、当金庫 は利用者または資金移動申込者からの依頼とみなし、取引の依頼を受け付けます。 なお、可変暗証番号は取引受付時に当金庫所定の方法で指定することとします。

(4) 暗証番号の管理

キャッシュカードの暗証番号およびテレホンバンキング会員番号は、第三者(当金庫職員を含む)に教えたり、容易に漏洩しないような方法で管理して下さい。

(5) 暗証番号の無効

キャッシュカードの暗証番号およびテレホンバンキング会員番号は、当金庫が定めた回数連続して誤入力された場合無効とします。この場合、ただちに当金庫窓口において所定の手続きを行って下さい。

3. 取引の依頼

(1) 取引の依頼方法

資金移動申込者は、前記 2. (3) の本人確認手続きを経た後、取引に必要な所定の 事項を当金庫が指定する方法により正確に伝達することで取引を依頼して下さい。

(2) 取引の確定

当金庫が取引を受け付けた場合、資金移動申込者に対し、取引内容の確認を当金庫 所定の確認方法で行いますので、依頼内容が正しい場合、当金庫が定めた確認方法で 確認した旨を伝えて下さい。

(3) 取引の成立

振込・振替等資金移動の伴うサービスの場合、前項の取引依頼が確定した後、当該 引き落としをもって取引が成立したものとします。

(4) 依頼内容に不備があったとしても、これによって生じた損害については、当金庫は一 切責任を負いません。

4. 取引内容の確認

- (1) 本サービスによる取引で資金移動が伴う取引を行った場合は、資金移動申込者は速 やかに預金通帳の記入を行い、取引の内容を確認して下さい。万一取引内容、残高に 依頼内容との相違がある場合は直ちに当金庫までご連絡下さい。なお、記帳しないこ とにより生じた損害について、当金庫は一切責任を負いません。
- (2) 取引内容、残高に相違がある場合において、資金移動申込者と当金庫間に疑義が生じた時は、当金庫の機械記録の内容をもって処理するものとします。

5. 支払指定口座

振込・振替等の資金移動を伴うサービスの場合、前記 2. (3) の本人確認手続を行った口座からその取引の金額を通帳、払戻請求書または当座小切手なしに自動的に引き落としすることとします。

6. 振込·振替

(1) 入金口座の指定

本サービスによる振込・振替は「資金移動申込者」の指定に基づきあらかじめ指定 された預金口座もしくは都度指定する預金口座へ入金することとします。

(2) 1回の限度

本サービスによる振込・振替の 1 回の限度は当金庫があらかじめ指定した範囲内 で資金移動申込時にお届けいただいた範囲とします。

(3) 1日の限度

本サービスによる振込・振替の 1 日の限度は当金庫であらかじめ指定した金額の 範囲内とします。

(4) 休業日等の扱い

本サービスの振込・振替を行う場合、当金庫の定める時間以降または、土曜、日曜 および祝日(以下「休業日」といいます)に受け付けたものは、翌営業日の取扱いと します。この時、振込・振替指定金額と7.(2)に定める振込・振替手数料は受付日 付で指定口座より振り替えることとします。

(5) 依頼内容と意思の確認

自動音声サービス、オペレータサービスで受け付けた振込・振替の依頼内容と資金 移動申込者の意思を当金庫所定の方法で確認しますので、内容が正しい場合は、当金 庫が指定する方法で確認した旨を伝えて下さい。

- (6) 次の各号に該当する場合、本サービスでのお取扱いはできません。当該お取引は取り 消されたこととします。
 - ①振込・振替金額と7. (2) の振込手数料金額との合計額または、振替金額が支払指定 口座より払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みま す)を超えるとき。
 - ②資金移動申込者から支払指定口座への支払停止の届け出があり、それに基づき当金 庫が所定の手続きを行ったとき。
 - ③差し押さえ等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不適と認めたとき。

7. 手数料

(1) テレホンバンキング手数料

本サービスの手数料は当金庫所定の振替日に、預金通帳、払戻請求書または当座小切手なしに指定口座から自動的に引き落とします。

(2) 振込手数料

本サービスにおいて振込・振替を行った場合、当金庫所定の振込手数料をお支払い下さい。

手数料は、預金通帳、払戻請求書または当座小切手なしに振込資金の支払口座から 自動的に引き落としします。なお、手数料につきましては諸般の事情により変更する ことがあります。

8. 取引の取消、訂正

振込・振替取引において、依頼確認後の取消、訂正、組戻しはできません。ただし、 差押等、当金庫がやむを得ないと認めた場合については、資金移動申込者から本サービ ス利用時に本人確認で使用した口座開設店にて訂正依頼書または組戻依頼書の提出を 受け付けた上で、その手続きを行うこととします。

9. 通知・照会の連絡先

当金庫より資金移動申込者に通知、照会をする場合、口座開設店にお届けされている住所、電話番号を連絡先とします。なお、お届け出の住所、電話番号の不備または電話の不通等により、通知、照会する事ができなくても、これによって生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。

10. 規定の変更

この規定の内容については、資金移動申込者に通知することなく変更することができるものとします。

11. サービスの終了

- (1) サービスの当事者は一方の都合でいつでも終了することができます。ただし、当金庫に対する終了の通知は当金庫所定の書面によることとします。
- (2) 次の各号に一つでも該当する場合には、資金移動申込者に通知することなく当金庫はいつでも本サービスを終了することができることとします。
 - ①1年以上にわたり、本サービスにて振込・振替が発生しなかった場合。
 - ②資金移動申込者がテレホンバンキングに関する手数料を支払わなかった場合。
 - ③住所変更等の届け出を怠るなど、資金移動申込者の責めに帰するべき事由によって、 当金庫にお客様の所在が不明になった場合。
 - ④資金移動申込者がこの規定に違反した場合等、当金庫が終了を必要とする相当の事 由が生じたとき。

12. 免責事項

- (1) 当金庫は2. (3) 項により本人確認手続きを経た後取引を行った場合は、当金庫は架電者を資金移動申込者本人とみなし、暗証番号等の不正利用、盗聴その他の事故があってもそのために生じた損害については当金庫は一切責任を負いません。
- (2) 天災、火災、騒乱等の不可抗力、通信機器、回線、コンピュータの障害ならびに電話 の不通等、当金庫の責めによらない事由により取扱いが遅延したり不能となった場 合、そのために発生した損害については、当金庫は一切責任を負いません。

13. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。